

## 意見書及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解

○意見書の提出総数 1通

○公聴会における公述人の公述 2組(起業者を含む。)

【一般国道26号改築工事(第二阪和国道)等】

		意見書及び公述の要旨	事業認定庁の見解
事業計画 (道路構造)	①	都市計画変更により変更になった孝子ランプの形式の選定理由を説明していただきたい。	孝子ランプを含む大阪府区間については、昭和63年2月に都市計画決定されているが、その後、孝子ランプの形式変更に伴い、平成23年1月に都市計画変更が行われている。孝子ランプの形式変更については、利便性及び防災性の向上を図ることを目的として、都市計画変更前は深日側からの流出入しかできなかったものを、都市計画変更後には孝子側からも流出入できる交差形式としている。
	②	孝子ランプの構造は、都市計画変更前は橋梁形式であり、逢帰ダムの決壊時に水の逃げ場があったが、都市計画変更により土盛りとなり水が堰き止められ、下孝子地区は全滅の危機にさらされるため、孝子ランプ周辺を全て橋梁にしていきたい。なお、逢帰ダム近くには活断層があると国の報告があるため、防災対策を具体的に説明していただきたい。	<p>一般的に、道路構造を橋梁形式とする場合の条件としては、河川や大きな谷を越える箇所、鉄道等と交差する箇所などで計画されるものであり、最も合理的な道路構造を採用するものとされている。</p> <p>孝子ランプ周辺においては、河川(二級河川大川)を渡河する2箇所の他、ランプが本線部及び鉄道(南海本線)と交差する箇所について、橋梁形式を採用しているが、その他の本線部及びランプ部については、周辺の地形・土地利用状況及び経済性等を考慮しても、橋梁形式にする必要性は認められない。</p> <p>なお、逢帰ダムは、大阪府が所有し、岬町に管理委託をしており、二級河川大川は、大阪府が河川管理者であるため、当該ダム等の保全対策、防災対策等については、それぞれの管理者が必要に応じて実施すべきものと考えられる。このため大阪府は、平成24年度に逢帰ダム堤体の耐震診断を実施しており、その結果によると、中央構造線断層帯による内陸直下型地震の発生(想定値:マグニチュード7.8、震度6弱)を想定した地震動においても貯水機能は維持される旨を確認している。また、降雨時のダムの機能については、200年に一度程度発生する規模の降雨に対しても安全に流下させる能力を有していることを確認している。さらに、二級河川大川が氾濫したとしても、孝子ランプ付近において地形的に最も低いランプ橋梁箇所等を流下することが想定されるため、一部盛土構造としている本件事業計画が、当初計画の橋梁形式と比べ下孝子地区に与える影響に大きな差はないと想定される。</p>

	意見書及び公述の要旨	事業認定庁の見解
事業計画 (ルート)	<p>① 孝子ランプを下孝子住宅地近くに設置することにより、農地をより多く道路用地に収用されることを望む関係者が、自治区長に他人の山林を賄賂として移転させた経緯がある。</p> <p>② 孝子ランプの設置計画は、孝子峠の通行規制と防災のためと説明されていたが、上孝子集落付近に非常用ランプの設置が確定しており、非常時の防災対策であればそれだけで十分である。</p> <p>③ 孝子ランプの設置位置に関しては、一般国道26号のS字カーブの中で最も危険な場所に計画されている。その選定理由を論理的かつ具体的に説明いただきたい。</p> <p>④ 孝子ランプをやめて深日ランプを上下フルランプにしていきたい。</p>	<p>孝子ランプの設置位置については、都市計画法の定める手続きに則り、昭和63年2月に都市計画決定された位置と整合しており、その位置選定に当たっては、大阪府から和歌山県に至る(府県境の孝子峠を含む)異常気象時通行規制区間等における通行規制時に第二阪和国道を代替路として機能させるための防災性の向上を目的としている他、一般国道26号周辺集落からのアクセス・利便性の向上等についても考慮し決定されたものであり、合理的な位置であると認められる。</p> <p>なお、上孝子集落付近の非常用出入口については、仮に孝子ランプの代替ランプとして計画した場合、唯一のアクセス道路である町道逢帰線等の幅員拡幅等の大規模な改修工事が必要になるため、あくまで災害発生時に備えた予備的な進入路の確保及び緊急避難路としてのみ検討されているものである。</p> <p>また、一般国道26号との接続位置については、孝子地区周辺において特段カーブが急な箇所ではなく、道路構造令(昭和45年政令第320号)に定める最小曲線半径100mを満足する位置に計画されており、走行の安全性等を考慮しても適切な位置に計画していると考えられる。</p> <p>さらに、深日ランプを上下フルランプにすることは、深日ランプと孝子ランプをハーフランプとして別々に設置する本件事業計画より経済性に劣り、深日ランプ周辺に存する金谷山古墳群の区域を大きく改変する必要があることから適切な計画ではないと考えられる。</p>
事業計画 (代替案との比較)	<p>① 土地収用法第20条3号要件は「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること」とし、代替案との比較を要件としている。</p> <p>孝子ランプの設置位置は、住宅密集地であり、住宅の補償が必要であり、さらに、バイパスは孝子地区の住宅地を縦断し、多数の宅地の補償が必要である。代替案としてのトンネルは、距離も短く、移転物件がなく、地域住民に与える影響が少ない。さらに、将来発生する公害の賠償を考慮するとトンネルの方が安価であり、技術的にも可能である。バイパスが住宅側を縦断すると決定した理由について具体的に説明いただきたい。</p>	<p>事業認定に当たり、代替案との比較検討は、土地収用法上必ず求められるものではなく、都市計画決定に係る事業は、事業の内容等につき実質的な検討が行われていると考えられることから、本件事業のように事業計画が基本的内容について都市計画と整合しており、計画決定時と大幅に事情が変わっていない場合には、基本的に代替案との比較を要するものではないと考えられる。</p> <p>また、本件事業のルート等については、周辺集落からのアクセス・利便性、防災性の向上等を考慮し、孝子地区周辺において一般国道26号と接続することが社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して最も合理的であると決定したものであり、適切な計画であると認められる。</p>

	意見書及び公述の要旨	事業認定庁の見解
事業計画 (都市計画決定経緯)	① 大阪府の都市計画決定に至る過程において、1)大阪府都市計画地方審議会において強行採決されていること、2)岬町都市計画審議会条例で定められている審議会委員に学識経験者の参加がなく、各種団体のみの参加でやらせであること、3)岬町都市計画審議会の審議会委員を騙したり、二国問題特別会議等で住民を騙していることは明らかであることなど、虚偽の説明や犯罪行為ともいえる重大な瑕疵があり、国の事業決定は無効である。よって、事業認定申請は取り下げるべきである。	都市計画決定に至る経緯については、都市計画法の定める手続きに則り、地元説明会及び公聴会の開催、都市計画案の公告・縦覧、住民からのルート変更を求める意見書等も踏まえ、大阪府都市計画地方審議会において審議が行われ、都市計画決定されている。 本件事業の事業計画については、都市計画決定されたものについて、道路関係法令の規定に適合した事業計画として事業化されたものであり、無効であるとは考えられない。
環境 (大気質)	① 起業者が過去に実施した第二京阪道路事業(本件事業とは別事業)において、起業者が住民に説明した二酸化窒素寄与濃度の予測値は、実測値と5倍の差があり、第二阪和国道のアセスメントも同様に予測値は低く、道路を造るための作文であると考えられる。	本件事業においては、昭和63年2月に大阪府知事が、昭和63年3月に和歌山県知事が「環境影響評価の実施について」(昭和59年8月閣議決定)等に基づき、それぞれ実施した環境影響評価の結果によると、大気質について環境基準を満足すると評価されている。また、平成23年7月に起業者が「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)等に準じて、任意で実施した環境影響評価の照査においても、大気質について環境基準を満足するとされている。 なお、第二京阪道路事業(本件事業とは別事業)において、起業者が地元へ提示した二酸化窒素の寄与濃度は、本件事業と同様な基準等に基づき、当時の最新の知見により環境影響評価等を適切に実施した予測値であると確認している。また、第二京阪道路事業の供用開始後に国土交通省、西日本高速道路株式会社、大阪府及び沿線自治体5市で構成される「第二京阪道路(大阪府域)環境監視のあり方に関する検討会」が公表した環境監視の実測値結果によると、供用開始前に知事及び起業者が実施した環境影響評価及びその照査による予測値を下回る結果であることを確認している。
環境 (騒音)	① 走行レーン・ランプに5mの忍び返し防音壁の設置を求める。車は制限速度で走らないという判例があり、基準を超えるのは明白である。	昭和63年2月に大阪府知事が、昭和63年3月に和歌山県知事が「環境影響評価の実施について」(昭和59年8月閣議決定)等に基づき、それぞれ実施した環境影響評価の結果によると、騒音について遮音壁等を設置することにより環境基準を満足すると評価されている。また、平成23年7月に起業者が「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)等に準じて、任意で実施した環境影響評価の照査においても、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するとされている。

		意見書及び公述の要旨	事業認定庁の見解
起業者 (地権者への説明)	①	事業説明会において、大阪府域の用地の買収率について45%と説明されたが、孝子地区は金額の提示もないのにこの数値は疑問である。	平成24年7月31日に実施した説明会では、孝子地区に限らず、他地区の用地買収率を踏まえ、大阪府域全体(淡輪ランプ～府県境)の用地買収率を45%と説明したものであると確認している。
その他 (協議の進め方)	①	国と住民の関係が同等の立場での話し合いでよいのか。立地自治体と協定書を結ぶべきである。	「立地自治体と協定書を結ぶべき」という意見については、事業認定庁として個別の事業認定において考慮すべき事項ではないと考えられる。